

整骨院・接骨院の正しいかかり方

マイナ保険証(取得していない場合は「資格確認書」)は主に病院、(歯科)医院、診療所、薬局などで使うものです
整骨院・接骨院では、限られた場合しか使えません



「マイナ保険証(取得していない場合は「資格確認書」)」は、病院等の保険医療機関に提示することにより、医師が行う診療について保険診療として自由に受診することができます。一方で、病院等の医師ではない柔道整復師が行う整骨院・接骨院での施術については、限定された条件で行われる施術以外は、健康保険法では保険診療の扱いとして認められていません。

健康保険の
適用外です

こんな場合は
マイナ保険証 [取得していない場合は「資格確認書」] **は使えません**



CASE 1

スポーツ前後のケアやケガの予防に整骨院に通っている。施術を受けながら練習に参加したり、大会等に出場している

スポーツによる筋肉痛・筋肉疲労、ケガの予防やケアのために健康保険は使えません(施術を受けながらスポーツを継続している場合を含む)

CASE 2

家の中の片づけに精を出したら腰が痛くなり、整骨院で施術を受けた

日常生活で起こる、または加齢等により起こる「原因のはっきりしない」首・肩・腰・膝等の痛みなどに健康保険は使えません

CASE 3

以前痛めた膝がまた痛み出したので整骨院にかかっている

過去のケガ、交通事故の後遺症などは健康保険の対象となりません

CASE 4

神経痛、リウマチ、肩こり、五十肩、頸椎症、ヘルニア、関節炎などの痛みが出ると整骨院で施術を受けている

本来は医療機関で治療すべき病気(症状)や、ケガをした部位に起因する他部位の痛みなどへの施術に健康保険は使えません

CASE 5

数ヵ月前に痛めた腰が完治しないので、今後もずっと施術を継続したい

症状が改善しない長期にわたる漠然とした施術や慢性化した症状(慢性腰痛等)には健康保険は使えません

CASE 6

病院等の医療機関で同じ部位の治療を受けている

医療機関と重複受診している場合は、健康保険は使えません

似ているようで違う!

スポーツ外傷とスポーツ障害

スポーツ外傷とは…

1回の急激な外力が作用して身体を傷つけるもの(捻挫・打撲・脱臼・肉離れ・骨折など)



健康保険の対象です

スポーツ障害とは…

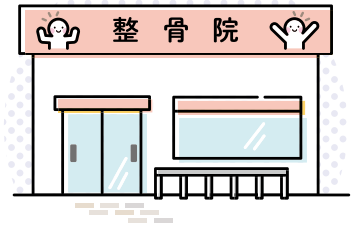
慢性的に大小様々な外力が繰り返しかかり、その結果として身体を傷つけるもの(成長痛・テニス/ゴルフ肘・ジャンパー/ランナー膝・野球肘(肩)・その他同じ部位に慢性的に繰り返しかかり発症する痛み・しびれなど)



接骨院・整骨院での施術に対して
健康保険は適用されません

最近では幼少期より日常的にスポーツをする方が多くなり、特に骨の成長期の若年者にスポーツ障害が増えていますので注意してください(スポーツ障害の診断は専門の整形外科医が行いますので、早期の段階での診療を推奨します)。なお、練習参加や大会参加を優先し、一時的な症状緩和や悪化予防のために施術を受けることにも健康保険は適用されません。

近年整骨院・接骨院が身近なものとなり、多くの人が気軽に利用できるようになりましたが、その反面、健康保険適用外の請求が年々増加しています。



このため、健康保険組合には施術を受けた方に対して、施術内容の確認や指導を徹底するよう、厚生労働省より通知されています。この通知に従い、当健康保険組合では正しい施術を受けていただくため、電話や文書により照会を行い、アドバイスや指導を行っています（照会状発送等業務委託会社／(株)大正オーディット）。

皆さんが施術を受けると、保険適用分（自己負担額を除いた施術費用）が月単位で翌月以降に健康保険組合に請求され、健康保険組合は療養費としてその翌月以降に整骨院・接骨院へ支払うことになります。この間、当健康保険組合では、施術費の請求内容等の審査を下記の条件に照らし合わせて行っています。**審査の結果、柔道整復師から保険診療になると説明を受けた施術であっても、保険対象外と判定される場合があります。**その場合、施術費用は全額加入者の支払いとなり、施術を受けた数ヵ月後に当該整骨院・接骨院より保険適用時の自己負担分以外の残額の支払いが請求されることになります。

健康保険適否の判断条件


当健康保険組合では、下記5条件に照らし合わせて総合的に健康保険の適否を判断します。

1 健康保険法による原則

- ① 保険適用の傷病治療は、医師法の適用を受けた医師による病院・医院等の保険医療機関で診療を受けることが原則である（健康保険法第63条）。
- ② やむをえない事情があり、保険者（健康保険組合等）がその必要性を認めた場合に限り、上記医師以外の者からの診療・施術等について、保険適用の療養費の支給を行うことができる（健康保険法第87条）。

2 厚生労働省通知による保険適用条件

- ① *外傷性であることが明らかな、捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）・骨折／脱臼（応急処置以外は医師の同意が必要）
*いつ・どこで・何をしているときに、どの部位を打った（捻[ひね]った・伸ばした等）の負傷原因が明確なもの
- ② 上記①の負傷の状態が「慢性」に至っていないもの

 外傷性のけがにおける「急性(期)」と「慢性(期)」とは

外傷性のけがにおける「急性(期)」と「慢性(期)」の違いについては、明確な定義はありません。目安として、「急性(期)」とは受傷により痛みや炎症が初めて生じてから数日から数週間、重症の場合は数か月の期間と一般的に考えられ、この期間中だと医療機関での診療や整骨院・接骨院での施術により比較的早く治ります。この「急性(期)」を過ぎて診療や施術を続けても「痛みが残る」「痛みが繰り返す」などの症状は、「慢性」に至っている可能性が高くなり健康保険の対象外となります。

下記のような施術の受け方については、厚生労働省よりとくに事実確認および精査を行うよう強く求められています

- 症状改善が見られない長期（概ね3ヵ月を超える継続的・断続的期間）の施術
*内科的要因もしくは慢性化しているとも考えられますので、医師の診療・診断を受けましょう。
- 施術を受ける部位を次々と変えたり、施術院を変えての長期間にわたる施術、3ヵ所以上の多部位の施術、概ね1ヵ月10回以上の頻回の施術

3 整骨院（接骨院）で施術を受けた者の施術前の整形外科等の専門医療機関での診療履歴およびこれまでの整骨院・接骨院での施術履歴

4 施術を受けた者への文書・電話等での照会に対する回答内容

5（審査状況により）整形外科医等の医師の意見書

*業務上や通勤途上での負傷の場合は、健康保険の適用ではなく、労災保険の取り扱いになります。速やかに事業主（会社）へ届け出てその指示に従ってください。

*交通事故などの第三者が関わる負傷の場合は「第三者の行為による傷病届」を健康保険組合へ提出するか、あらかじめ連絡をした後、健康保険被保険者証を使用してください。



適正な療養費を申請するための

安心な接骨院選び 3つのポイント

ポイント 1

施術内容や料金について正しい説明がある

- 痛みの原因が外傷性か否かは、保険を適用するかの判断に用いられます。
痛みの原因を把握せずに施術が行われることはありません。
- 保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。
保険適用となる施術料はクーポン券や回数券などによる割引きはありません。

● 国家資格者であるか確認しましょう。

国家資格者	国家資格	内容	施設
	医師	医行為	医療機関
	柔道整復師	柔道整復	接骨院
	はり師・きゅう師	鍼灸	鍼灸院
無資格者	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧	マッサージ院
	特定の資格を要しない	定められた術はない	整体・カイロ・その他



ポイント 2

広告事項を正しく守っている

- 接骨院の広告は柔道整復師法で制限されています。
看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。



⊘ 整体・カイロ・肩こり・腰痛・スポーツ障害の表記も違反です。

ポイント 3

領収証・明細書を発行している

- 必ず受け取り、施術内容や金額を確認して、大切に保存しましょう。
領収証は無償発行が全施術所で義務化、明細書は一部の施術所を除いて無償発行が義務化されています。

日付・柔道整復師名
(接骨院名)

(例) 領収証兼明細書
健保 一郎 様

<初検料・再検料等>	
初検料	円
初検時相談支援料	円
再検料	円
<施術情報提供料>	円
<住居料>	円
<施術料等>	円
保険分	円
回復・固定・施術料	円
後療料	円
温電法料	円
冷電法料	円
電療料	円
金属副子等加算	円
柔道整復運動後療料	円
<明細書発行体制加算>	円
<その他>	円
計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

令和〇〇年〇月〇日
住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇接骨院
氏名 柔道整復師

金額

接骨院は上記のポイントを参考に、慎重に選びましょう。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。

- 接骨院にかかる際は、「いつ・どこで・どうして負傷したか」を柔道整復師に伝えましょう。
- 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、第三者の行為による被害の届出など必要な書類を健保組合へ提出してください。